

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

佐賀地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 1 号

対象土地 武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下 5 6 3 3 番 3

武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下 5 6 4 2 番 2

手続番号 令和 8 年第 2 号

対象土地 武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下 5 6 4 2 番 6

武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下 5 6 4 2 番 2

2 関係人の氏名又は名称

東島弘明関係人

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。